

大阪市告示第1292号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地球技場	令和8年10月5日（月）	午前9時から 午後9時まで
	令和8年10月19日（月）	
	令和8年10月26日（月）	

2 臨時休場

施設名	年 月 日
鶴見緑地庭球場	令和8年10月13日（火）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鶴見緑地庭球場	令和8年10月2日（金）	午前9時から 午後10時まで
	令和8年10月6日（火）	
	令和8年10月9日（金）	
	令和8年10月16日（金）	
	令和8年10月20日（火）	
	令和8年10月23日（金）	
	令和8年10月27日（火）	
	令和8年10月30日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）